

# 厚木市いじめ防止対策委員会及び厚木市いじめ問題調査委員会条例

## 目次

第1章 厚木市いじめ防止対策委員会（第1条～第10条）

第2章 厚木市いじめ問題調査委員会（第11条～第14条）

## 附則

第1章 厚木市いじめ防止対策委員会

### (設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、厚木市いじめ防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 防止対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための実効的な対策について調査審議し、又は意見を述べるとともに、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）について調査審議する。

### (組織)

第3条 防止対策委員会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) いじめの防止等に関し優れた識見を有する者

(2) 厚木市立の小中学校の児童生徒の保護者

(3) 関係行政機関の職員

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年以内において教育委員会が定める期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長等)

第5条 防止対策委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 防止対策委員会の会議は、委員長が招集する。

2 防止対策委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 防止対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (専門委員)

第7条 防止対策委員会に、重大事態に係る事実関係を調査するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員のうちから教育委員会が委嘱する。

3 専門委員は、第1項の規定による調査が終了し、その報告を行ったときは、解任されるものとする。

### (意見の聴取等)

第8条 防止対策委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員（専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、防止対策委員会の運営について必要な事項は、委員長が防止対策委員会に諮って定める。

第2章 厚木市いじめ問題調査委員会

(設置)

第11条 法第30条第2項の規定に基づき、厚木市いじめ問題調査委員会（以下「問題調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第12条 問題調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による重大事態に係る調査の結果について調査審議する。

(組織)

第13条 問題調査委員会の委員は、6人以内とし、いじめの防止等に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(準用)

第14条 第4条から第10条まで（第7条を除く。）の規定は、問題調査委員会について準用する。この場合において、第4条第1項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、第5条第1項、第6条、第8条及び第10条中「防止対策委員会」とあるのは「問題調査委員会」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第66号を第68号とし、第65号の次に次の2号を加える。

(66) いじめ防止対策委員会の委員

(67) いじめ問題調査委員会の委員

第2条第1項中「第65号」を「第67号」に改め、同条第2項中「前条第66号」を「前条第68号」に改める。

第3条中「第1条第66号」を「第1条第68号」に改める。

第5条第1項中「第66号」を「第68号」に改める。

第6条第1項第1号中「第65号」を「第67号」に改める。

別表に次のように加える。

66	いじめ防止対策委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	7,800円
		専門委員	日額	7,800円
67	いじめ問題調査委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	7,800円